

平成27年6月18日

ロータリーの義務

本日は、ロータリーの義務についてお話をしたいと思います。

よく、ロータリアンの三大義務として、会費の支払い、例会出席、機関誌「ロータリアンの友」の購読があげられますが、果たしてそれだけでしょうか。また、ロータリアンの義務が存在するのならば、当然のことながら、国際ロータリーの義務もロータリークラブの義務も存在するはずです。

私たちは、国際ロータリーの定款・細則および標準ロータリークラブ定款に拘束されており、これらを変更できるのは規定審議会のみであることが定められています。すなわち、これらの三つの規約の中に国際ロータリーやロータリークラブやロータリアンの義務が定められており、それ以外の RI 理事会の決定やクラブ細則は義務ではなく、単なる要請事項ないしは推奨事項に過ぎないと言ええます。

そこで、国際ロータリーの定款・細則および標準ロータリークラブ定款の中で国際ロータリーやロータリークラブやロータリアンが遵守しなければならない義務は次のようなものです。

国際ロータリーの義務

1. ロータリーの目的を推進するようなプログラムや活動を追求している RI 加盟クラブや RI 地区を支援すること。
 2. 全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること。
 3. RI の活動を調整し、全般的にこれを指導すること。
 4. 規定審議会を RI の立法機関とすること。
- であります。

ロータリークラブの義務

1. 国際ロータリーに加盟すること。
2. クラブの所在地域を確定すること。
3. 毎週1回、定例の日時に例会を開催すること。
4. 役員選挙をするための年次総会を開催すること。
5. 会員数が50名未満のクラブは、同一職業分類に属する正会員の数は5名まで、会員数が50名以上のクラブは同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントまで認めること。
6. クラブの管理主体は、理事会とすること。
7. すべてのクラブは、RI 定款・細則ならびに標準ロータリークラブ定

款を遵守すること。

8. 各クラブは、半年ごとに人頭分担金を RI に納付すること。
などであります。

ロータリアンの義務

1. ロータリーの目的、RI の定款・細則ならびに標準ロータリークラブ定款を遵守すること。
2. 善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者であること。
3. 一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限のある管理職の重要な地位にあること。上記の地位から退職している者であること、事業所または住居が、クラブ所在地域またはその周辺部にあること。
4. 職業分類を有すること。ただし、リタイアして職業を持たない会員は、以前持っていた職業分類のまま在籍すること。
5. クラブの例会に出席すること。出席不可能な場合は欠席をメーキャップすること。
6. 入会金および年会費を納入すること。ただし、移籍会員、他クラブに属していた元会員、あるいは本クラブ元会員は、2 度目の入会金の納入を義務づけられないものとする。
7. RI の機関雑誌または地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。

になっています。

後の三つがロータリアンの三大義務になっています。この中で普段から注意しておかなければならないのが、例会出席義務です。欠席される場合には、必ずメーキャップをお願いします。

本日は、ロータリーの義務についてお話をいたしました。

ありがとうございました。